

## 住所地以外での接種について

新型コロナワクチン接種は、原則として住民票がある市町村で接種を受けます。

ただし、やむを得ない事情があり住民票所在地以外で接種を希望する場合は、接種を行う会場や医療機関が所在する市町村に事前に届け出ることにより、所在地以外での接種を受けることができる場合があります。入院・入所をしていて施設で接種する方などは、届け出を省略することができます。

〈やむを得ない事情があり、住民票所在地以外で接種を受けることができる方〉

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する方
- ・ 災害による被害にあった方
- ・ 勾留又は留置されている方、受刑者
- ・ その他市町村長がやむを得ない事情があると認める方

### 【申請方法】

#### 五泉市外に住民票があり、五泉市で接種を希望する場合

郵送または窓口で申請してください。後日、住所地外接種届出済証を郵送します。

また、申請には住民票所在地の市町村が発行した接種券が必要です。事前にご用意ください。

- 〈提出書類〉
- ・ 住所地外接種届
  - ・ 接種券の写し

〈郵便で申請する場合〉

住所地外接種届を記入し接種券の写しを添付して、下記に郵送してください。

〈宛て先〉  
郵便番号 959-1692  
新潟県五泉市太田 1094 番地 1  
五泉市役所健康福祉課

#### 五泉市に住民票があり、五泉市外で接種を希望する場合

五泉市に住民票がある方で市外での接種を希望する場合は、接種を行う会場または医療機関がある市町村にお問い合わせください。